

原木きのこ生産工程管理チェックシート(元)

赤字: 必須工程、黒字: 重要工程

大番号	中番号	小番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	管理した月日	コメント
①	1	1	原木林の選定、立木の扱いおよび原木の管理	原木林・分析用立木の選定	指標値以下の原木林の把握	・自ら分析を行い、把握する		
		2				・県に問い合わせ確認する		
		3				・文部科学省の航空機モニタリングによる汚染度マップを活用する		
	2	1		好ましい伐採単位の決め方	・分析値のバラツキを少なくするため、地域の実情にあった可能な限り小さい面積とし、ロットを一山単位(約1ha)の考えもある			
		2		分析用立木の選定方法	・空間線量の高い箇所から立木を選定する ・玉切り後、径級が細い原木を分析試料とするのが望ましい			
	4	1		分析した立木を3区分(セシウム134,137合計50ベクレル/kg以下、50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下、100ベクレル/kg超)に分類し、区分毎の原木林の取扱	指標値(50ベクレル/kg)以下の立木	・指標値以下の原木林である。伐採し、原木として使用できる		
		2				・50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の原木林である。 ・望ましくは伐採せず、原木として使用しない。 ・やむなく伐採し、原木として使用する場合は、伐採時の都道府県で使用し、ロット管理する。		
		3				・100ベクレル/kg超の原木林である。 ・伐採を行えず、原木として使用できない(ただし、200ベクレル/kg以下であれば菌床用おがことして使用できる)		
	5	1		50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の立木	100ベクレル/kg超の立木	・50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の原木林である。		
		2				・望ましくは伐採せず、原木として使用しない。 ・やむなく伐採し、原木として使用する場合は、伐採時の都道府県で使用し、ロット管理する。		
	6	1		100ベクレル/kg超の立木	100ベクレル/kg超の立木	・100ベクレル/kg超の原木林である。		
		2				・伐採を行えず、原木として使用できない(ただし、200ベクレル/kg以下であれば菌床用おがことして使用できる)		
	7	1		放射性物質質量が少ない原木確保	原木の使用径級	・梢端ほど放射性物質質量が高いので細径原木は使用しないのが望ましい		
8	1	原木の放射性物質の付着防止	原木の管理方法	・植菌前の原木が野外に置かれている場合は粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどに置き、シートで覆う				
9	1	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する				
10	1	作業終了後、体の裸出部分洗浄	作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する				
11	1	使用機械等の放射性物質質量の低減	使用機械、機材の洗浄	・使用した機械、機材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する				
12	1	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分				
	2	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる				
13	1	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す				
②	1	1	購入原木の購入時の確認、管理	原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることの確認	購入原木が指標値以下の確認	・購入業者から原木の伐採の場所、伐採後の原木の取扱方法、検査方法、検査値を確認する		
	2	1		ハラアコブカミキリ対応	九州、中国地域からの原木のハラアコブカミキリの確認	・九州、中国地域からの原木・ほだ木の移動は1-2月の冬期に行う。ただし、玉切りを12月で行った場合は、移動可能 ・枯れた葉はカミキリムシが生息している可能性があり、原木移動の際、間違って混載させないこと		
	3	1		ナラ枯れ対応	ナラ枯れ地域からの原木の確認	・カシノナガキクイムシの穿孔被害のない原木を購入		
	4	1		原木の放射性物質の付着防止	購入原木の管理方法	・植菌前の購入原木が野外に置かれている場合は粉塵、土、腐植層など付着・接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う		
③	1	1	原木の洗浄	原木の放射性物質質量の低減	洗浄機、高圧洗浄機等での原木の洗浄	・流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を洗浄する		
		2				・洗浄時に発生した、沈殿物、浮遊物に放射性物質が特に吸着しており、沈殿物・浮遊物を濾過し回収するのが望ましい		
		3				・廃水はゼオライト等放射性物質吸着剤で吸着させた後、排水するほうが望ましい		
	2	1		体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する		
	3	1		作業終了後、体の裸出部分洗浄	作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する		
4	1	使用機械等の放射性物質質量の低減	使用機械、機材の洗浄	・使用した機械、機材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する				
5	1	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分				
	2	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる				

原木きのこ生産工程管理チェックシート(元)

赤字:必須工程、黒字:重要工程

大番号	中番号	小番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	管理した月日	コメント
③	6	1	原木の洗浄	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す ・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う		
④-1	1	1	植菌(野外)	植菌工程での放射性物質量の低減	野外での植菌作業	・野外での植菌場所の選定、環境整備		
		2				・原木、植菌したほだ木はシート、ブロックなど上に置き、直接地面につけない		
		3				・種菌は室内に保管する		
		4				・植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行う		
		5				・使用器材はシートなどの上に置き、直接地面と接触させない		
		6				・原木のロット毎に清掃し、ロット管理を徹底する		
		7				・仮伏せ前のほだ木が野外に置かれている場合は、粉塵、土などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う		
	3	1	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する			
	4	1		作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する			
	5	1	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する			
6	1	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分				
	2			・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる				
7	1	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す ・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う				
④-2	1	1	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウスの)場所の選定、環境整備	・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなど敷く			
		2			・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する			
		3			・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う			
		4			・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられる			
		5						
	2	1		作業時の服装	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する			
	3	1	植菌(施設)	植菌工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での植菌作業	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵、土をもちこまない		
		2				・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する		
		3				・ハウス内の清掃、洗浄を行う		
		4				・植菌するまで種菌は室内に保管する		
		5				・原木及び植菌したほだ木はシートやブロックなど上に置き、直接地面につけない		
		6				・植菌器材は原木のロット毎に清掃し、ロット管理を徹底する		
		7				・仮伏せ前のほだ木が野外に置かれている場合は、粉塵、土などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う		
	4	1	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する			
	5	1	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分			
		2			・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる			
	6	1	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す			
⑤	1	購入ほだ木の購入時の確認・管理	購入ほだ木が指標値(50ベクレル/kg以下)であることの確認	購入ほだ木が指標値以下の確認	・購入業者から原木の伐採場所、伐採後の原木の取扱方法、植菌場所、ほだ木の取扱方法、検査方法、検査値を確認する			
			購入ほだ木の放射性物質の付着防止	購入ほだ木の管理方法	・仮伏せ前の購入ほだ木が野外に置かれている場合は粉塵、土、腐植層など付着・接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う			

原木きのこ生産工程管理チェックシート(元)

赤字: 必須工程、黒字: 重要工程

大番号	中番号	小番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	管理した月日	コメント	
⑥-1	1	1	仮伏せ(野外)	仮伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での仮伏せ場所の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う			
		2				・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く			
		3				・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する			
	2	1			野外での仮伏せ作業	・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆う			
		2				・ほだ木はブロックや枕木など上に置き、直接地面につけない			
		3				・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、かや、木材チップ、シートなど敷く方法もある			
		4				・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する			
		5				・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する			
	6	・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する							
	7	・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する							
	8	・平均空間線量率2.5 μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する							
	3	1		体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する			
	4	1			作業終了後、体の裸出部分洗浄				
	5	1		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シート、防風ネットなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する			
6	1	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分					
	2			・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる					
7	1	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する					
⑥-2	1	1	仮伏せ(施設)	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウス)の場所の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う			
		2				・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く			
		3				・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する			
		4				・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う			
		5				・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する			
	2	1			施設(ハウス)内での仮伏せ作業	作業時の服装	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない		
		3				1	・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する		
						2	・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい		
	3	4				・ほだ木はブロックや枕木など上に置き、直接地面につけない			
		5				・ハウス内の清掃、洗浄を行う			
		6		・ほだ木のロット管理を徹底する					
	4	7		・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する					
		8		・ハウス外貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する					
		1		使用機械等の放射性物質量の低減		使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	5	1		放射性物質汚染物の処分		放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分		
		2			・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる				
	6	1		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する			

原木きのこ生産工程管理チェックシート(元)

赤字: 必須工程、黒字: 重要工程

大番号	中番号	小番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	管理した月日	コメント	
⑦-1	1	1	本伏せ(野外)	本伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での本伏せ(人工ほだ場 ^{注2} を含む)場所の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う			
		2				・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く			
		3				・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する			
		4				・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う			
	2	1			野外での本伏せ作業	・ほだ木のロット管理を徹底する			
		2				・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒紗紗・遮光ネットで覆う。望ましくは水を透過しないシートを使用する			
		3				・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、かや、木材チップ、シートなどを敷く方法もある			
		4				・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない			
		5				・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する			
	3	1	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する				
		2		作業終了後、体の裸出部分洗浄	・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する				
		3		使用機械等の放射性物質量の低減	・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する				
		4		使用機械、機材、資材の洗浄	・手足、顔など裸出部分を洗浄する				
	6	1	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・使用した機械、機材、防風ネットなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する				
		2			・処分場への処分				
	⑦-2	1	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウスの)場所の選定、環境整備	・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する				
					2	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う			
					3	・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く			
					4	・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する			
					5	・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う			
		2	本伏せ(施設)	本伏せ工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での本伏せ作業	・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのビニール、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する			
1						作業時の服装	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない		
2						施設(ハウス)内外での本伏せ作業	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない		
3							・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する		
4							・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい		
5	・夏場対策でビニールを裾上げする場合、外から粉塵がほだ木に付着しないようにする								
3	本伏せ(施設)	本伏せ工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での本伏せ作業	・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない					
				6	・ハウス内の清掃、洗浄を行う				
				7	・ほだ木のロット管理を徹底する				
				8	・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する				
				9	・ハウス外貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する				
10	・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用することも考えられる								

原木きのこ生産工程管理チェックシート(元)

赤字:必須工程、黒字:重要工程

大番号	中番号	小番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	管理した月日	コメント			
⑦-2	4	1	本伏せ(施設)	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する ・処分場への処分					
		1		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる					
		2									
	6	1	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す ・浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木・ほだ木を洗浄する						
⑧	1	1	ほだ木の洗浄	ほだ木の放射性物質量の低減	浸水、除染機、高圧洗浄機、ブラシ等によるほだ木の除染	・洗浄時に発生した、沈殿物、浮遊物に放射性物質が特に吸着しており、沈殿物・浮遊物を濾過し回収するのが望ましい ・廃水はゼオライト等放射性物質吸着剤で吸着させた後、排水するほうが望ましい					
		2					放射性物質汚染物の処分	除染時に発生した放射性物質汚染物の処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる		
		3									
	2	1		体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する ・作業終了後、体の裸出部分洗浄					
	2										
	3	1		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する					
	5	1		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す					
6	1										
⑨	1	1	ほだ木管理	3区分(50ベクレル/kg以下、50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下、100ベクレル/kg超)に分類したほだ木の取扱	指標値(セシウム134,137合計50ベクレル/kg)以下のほだ木の取扱	・ほだ木が指標値以下であることを確認することにより使用 ・ほだ木が50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下ほだ木であることを確認 ・望ましくは廃棄処分 ・やむなく使用する場合、同じ都道府県で使用する ・都道府県が行う出荷前検査の前に、生産者が発生したきのこが50ベクレル/kg以下であることを確認するための原木確認検査を行う ・50ベクレル/kg以下きのこが発生したほだ木から発生したきのこは、県が出荷前検査を行い、きのこが基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認すれば出荷できる。ほだ木は検査実施時の発生期間が終了しても継続使用可能であるが、出荷前検査は発生期間の到来の都度行う必要がある。ほだ木はロット管理する ・50ベクレル/kg超きのこが発生したほだ木から発生したきのこは、県が出荷前検査を行い、きのこが基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認すれば出荷できる。ただし、ほだ木は検査実施時の発生期間が終了後、栽培しない。ほだ木はロット管理する					
		1									
		2									
		3									
	2	5						50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の経過措置対象ほだ木の取扱			
	6										
	3	1						100ベクレル/kg超ほだ木の取扱	・ほだ木が100ベクレル/kg超であることを確認 ・全て廃棄処分し、使用しない		
⑩-1	1	1	発生・休養(野外)	発生工程での放射性物質量の低減	野外でのほだ場(人工ほだ場 ^{注2} を含む)の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しつつ枝葉を除去 ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う					
		2									
		3									
		4									

原木きのこ生産工程管理チェックシート(元)

赤字: 必須工程、黒字: 重要工程

大番号	中番号	小番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	管理した月日	コメント
⑩-1	2	1	発生・休養(野外)	発生工程での放射性物質量の低減	野外での発生作業	・ほだ木のロット管理を徹底する		
		2				・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う		
		3				・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、かや、木材チップ、シートなどを敷くこともある		
		4				・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない		
		5				・浸水、散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する		
		6				・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し浮遊物、洗殿物を除いて使用する		
		7				・浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽、浸水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する		
		8				・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する		
		9				・原木マイタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる		
	3	1		体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・平均空間線量率2.5 μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する		
	4	1			作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する		
	5	1		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	6	1		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分		
	2	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる						
7	1		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する			
⑩-2	1	1	発生・休養(施設)	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウスの)場所の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う		
		2				・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く		
		3				・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案し枝葉を除去する		
		4				・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う		
		5				・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する		
	2	1			作業時の服装	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する		
	3	1	発生工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での発生作業	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない			
	2	・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する						
	3	・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい						
	4	・夏場対策でビニールを裾上げする場合、外から粉塵がほだ木に付着しないようにする						
	5	・ほだ木はブロック、枕木などの上に置き、直接地面につけない						
	6	・ハウス内の清掃、洗浄を行う						
	7	・ほだ木のロット管理を徹底する						
	8	・浸水・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する						
	9	・ハウス外浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する						
	10	・原木マイタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる						
	4	1		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	5	1		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分		
2	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる							
6	1		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する			

原木きのこ生産工程管理チェックシート(元)

赤字:必須工程、黒字:重要工程

大番号	中番号	小番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	管理した月日	コメント					
⑪		1	収穫	収穫工程での放射性物質量の低減	収穫作業	・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管する							
		2		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する							
		3		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる						
										8	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す
⑫		1	きのこの管理	基準値以下のきのこの確保	きのこの放射性物質の分析	・きのこの放射性物濃度を測定する							
⑬		1	乾燥	施設内の放射性物質量の低減	施設環境整備	・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う							
					2	作業時の服装	・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられる						
		3		乾燥工程での放射性物質量の低減	乾燥作業	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する	・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない						
										2	・乾燥機、エビラ、床は使用毎に清掃する		
		4		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる						
										2	・5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		
5	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・既存施設(ハウス)は必要に応じ洗浄する										
⑭		1	選別・包装・保管	施設内の放射性物質量の低減	施設環境整備	・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられる							
					2	作業時の服装	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する						
		3		選別・包装・保管工程での放射性物質量の低減	選別・包装・保管作業	・選別・包装は室内で行う	・包装資材は室内で保管する	・商品はロット管理できるようにする	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する。				
										2	・処分場への処分		
										3	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる		
										4	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		
		4		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる						
										2	・問題が生じたとき履歴が遡及できるように、市町村名及び生産者名の明記が望ましい		
		5		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・廃ほだ木が40ベクレル/kg以下の場合、暖房用として使用可能。	・灰は事業用一般廃棄物として適切に処理する	・廃ほだ木が40ベクレル/kgを超える場合、暖房用と使用不可で、廃棄処	・処分場への処分				
										2	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる		
⑮		1	廃ほだ木の処分	暖房用としての廃ほだ木の使用制限	廃ほだ木が暖房用として使用の確認	・廃ほだ木が40ベクレル/kg以下の場合、暖房用として使用可能。	・灰は事業用一般廃棄物として適切に処理する	・廃ほだ木が40ベクレル/kgを超える場合、暖房用と使用不可で、廃棄処					
									2	・処分場への処分			
									3	・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる			
		4	産業廃棄物の処分	放射性物質汚染産業廃棄物の処分	廃プラスチック類の処分	・廃棄資材が廃プラスチック類かの確認をする。廃プラスチック類はビニールハウスなどのビニール、シート、遮光ネット、寒冷紗などである	・処理業者への委託	・処分業者が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる					
									3	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す			
5	処分の記録、保存	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定す									

注1:ロットはあるひとまとまりの単位で、例えば伐採年、伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所などある。ロットを細かくすると作業が繁雑となる一方、問題が生じたとき遡及しやすい利点もある。

注2:人工ほだ場は閉鎖空間を保っていないので、本栽培管理では施設と定義しない